

# 震災「弱者」をつくらない

～仕事・住宅・生活・コミュニティのベーシックな保障を

2011年5月15日 竹信三恵子

## 1. 「震災だからしかたない」の危険

- ・女性や性的少数者／障害者／雇用・非正規労働者／ホームレス

## 2. 切り下げられていく労働基準

- ・「雇用確保」で原発労働者の被曝量の基準値下げへ労使合唱
- ・「短期雇用で仕事つくれ」だけで大丈夫か
- ・「派遣業協会の就労あっせん」の不安
- ・失業者と原発労働者リクルート
- ・雇用劣化の既成事実→浜岡停止への不満＝危険でも仕事がないよりましという人々
- ・年越し派遣村と原発被災の類似

## 3. 郡山の現場で

- ・原発と農家の「嫁」→話を聞いてくれる人がいない
- ・避難所→間仕切りが不安、避難所での二重負担
- ・非正規保育士→被災下で粛々と雇いどめ
- ・若い世代→原発差別への不安（福島県人同士で結婚するしかない？ 大学は叔父のいる新潟に籍を移し、出自を隠す？）
- ・介護施設の被災による家族介護の負担増加

## 4. 教訓生かした障害者団体

- ・当事者による被災障害者救援の仕組みの確立

## 5. 「弱者配慮」の勘違い～「してやる」から「したい」の保障へ

- ・阪神：高齢者などを優先するとして隔離して仮設住宅に入れたことのツケ
- ・ヒューマンライツ・ナウの被災者支援ガイドライン：「援助というものは、全員に平等に対応したり、積極的な態度で接したりするような中立的な行為ではなく、被災者の要望や人権が尊重されているかどうかのポイント」「受け身で利益や慈善を受けるのではなく、義務者に対し権利を主張できる個人」
- ・被災者のためのオンブズマン的存在の必要性

## 6. 「復興格差」への対応

- ・生存権を軸に「元に戻す」のではなく「新しい枠組み」を
- ・逃げられる人、逃げられない人
- ・復興資金を借りる担保のある人、ない人
- ・財源難の中での公正な分配基準づくり
- ・社会的排除に対抗する社会的起業の網
- ・復興のためのアールタナティブなガイドラインづくり

# 論者記者

2011年3月19日

## 緊急時こそ 細かい目配り 震災と生活弱者

震災と生活弱者

たけのぶ みえこ  
竹信 三恵子

編集委員



東日本大震災のすさまじい被害が、日々伝えられている。いまは、被災者の救命と救援に力を合わせて奔走すべき時だが、今後の救援措置の中で、緊急時だからこそ忘れてはならないと思うことがある。生活弱者への目配りだ。

1995年の阪神大震災では、安否確認やがれきの処理に追われる中で契約打ち切りを通告されたパートらの悲鳴が、被災地に渦巻いた。労働電話相談が始まり、「被災労働者ユニオン」が生まれた。集団申請で、雇用保険に未加入の非正社員をさかのぼって加入させ、失業手当で当座をしのいだ。労使交渉で解雇撤回や休業補償もとりつけた。

「震災だからといって、働き手だけに負担を押しつけるな」との声が全国から集まった。避難所から相談に参加、同ユニオン委員長になった黒崎隆雄さんは「これが力になった」と、振り返る。

震災前から住まいを失っていた路上生活者が、支援からこぼれる場面もあった。震災を機に立ち上げられた生活困窮者を支える「神戸の冬を支える会」の青木茂幸事務局長によると、被災前に家があったかどうかだけで練引きされたために避難所に入れず、緊急物資も配分されず、仮設住宅に入居できないといった路上生活者が出た。たまたま仕事があり宿泊所に寝泊まりしていた人と明暗を分ける結果になり、その差が、復興後の生活立て直しでも大きな差となって表れた。

「練引きがボランティアにも影響を与えた。被災地のすべての人に基本的な支援を行い、そのうえで仕事をなくした人、家をなくした人、といった事情に応じた対策が必要だ」と青木さんは話す。

仮設住宅で間仕切りがないため、女性が安心な着替え場所に不自由したり、混乱の中で出てきた女性や子どもへの暴力について相談窓口がなかったり、という悩みも目立った。これらの教訓から女性NGOなどが結成した「災害と女性」情報ネットワークは、避難所の運営に女性も参加させ、多様なニーズを把握することが必要と提言している。

阪神で被災した障害者らが被災障害者支援のために発足させた「ゆめ風基金」は、DPI日本会議など障害当事者の団体と協力し、「東北関東大震災障害者救援本部」を16日、設立。原発周辺の障害者らの東京への避難支援を始めた。市民団体「反貧困ネットワーク」の有志も13日、生活弱者に震災情報を提供するプログラムを始めた。

阪神大震災から生まれた多様な救援のノウハウは、過酷な体験と引き換えに私たちが手にした貴重な財産だ。その財産を、救援ボランティアの研究にも生かしてほしい。こうしたきめ細かな目配りなしでは、せっかくの救援が新しい格差と貧困を生むことにもなりかねない。

弁護士（大阪弁護士会）の  
話 現在の原発敷地内での作業は誰もが敬遠する状況にある。こうした中、大阪のあいりん地区や東  
京の山谷地区のような日  
雇い労働者が集まる地域に労働力を頼らざるを得ない背景があるのではないか。危険な仕事で、下請けや孫請けに回される日本の重層的構造の典型例といえる。  
る。事業者側は仕事の危険性を労働者が認識できるように情報を適切に開示しなければならず、行政も監視の目を光らせるべきだ。

# 求人「宮城で運転手」

# 福島原発作業30日間

2011.5.9. A朝刊

大阪・西成のあいりん地区（釜ヶ崎）で求職した60代の男性労働者が、求人内容は異なる東京電力福島第一原子力発電所敷地内での作業に従事させられていたことがわかった。求人情報を掲示した財団法人「西成労働福祉センター」が9日、明らかにした。職業安定法違反の可能性もあり、大阪労働局は事実関係の確認を進めている。

## 大阪・あいりん地区 男性「線量計なし」

同センターによると、岐阜県内の土木工事会社の依頼を受け、3月中旬に「宮城県女川町 10トンタンクカー 運転手 日当1万2千円 30日間」とした求人情報をセンター内に掲示。60代の男性2人が採用された。うち1人が同月下旬ごろにセンターに電話で「話が違」と訴え、その後詳しい事情を聞いたところ、原発の敷地内で原子炉を冷やすのに使う水をタンクから給水車に移す作業をしたことが確認されたという。男性は30日間の仕事を終えた後、センターに「5号機と6号機から数十メートル離れた敷地内で作業した。安全教育はなく、当初は線量計

運転をしているという。  
一方、同社側はセンターに「元請けの要請で労働者を集め、被災地に向かわせた。細かい作業内容は掌握できていなかった」と話したという。  
（京谷奈帆子、石原孝）

もなかった。（約2倍の）計60万円受け取った」と説明。もう1人の労働者は、現在も原発近くで給水車の

### 職業安定法

仕事を紹介する事業などについての適正な運営を確保し、職業の安定を図ることを目的としている。事業者側に対して、求人票に正確な労働条件を記載することを義務付けており、その条件や内容を示して労働者を募集することを禁じている。

### 危険性開示を

労働問題に詳しい松丸正

## 東日本大震災被災者の生活基盤回復のために公的支援の拡大を求めます

2011年5月 日 みどりの未来・運営委員会

東日本大震災の発生から2ヶ月が過ぎました。しかし、今なお12万人に及ぶ避難者が厳しい生活を強いられているばかりか、依然として予断を許さない原発震災が被災者に過酷な仕打ちを加え続けています。「復興」以前にいまだに数多くの被災者が緊急避難の状態にあります。「復興格差」とも言うべき状況が現れつつあるこの時期、困難な被災者が長くきびしい道のりを歩み続けるためには「先の見通し」が不可欠です。「暗闇を照らす灯り」を明確に示すことこそ政治の役割に他なりません。

私たち「みどりの未来」は、大震災2ヶ月にあたって、復興の柱となるべき原則を明らかにすると同時に、被災者の生活基盤回復に向けた要とも言うべき生活再建支援、住宅再建支援の分野における具体的な提言を行いたいと思います。

まず、復興に向けた政策の起点は、東日本大震災が「巨大・広域・複合」災害に他ならないという認識に置かれるべきです。そこから、以下の原則が導き出されます。

1. 天災と人災からなる被害に「自己責任」はあり得ません。まず、被災者の生活の最大限の「復旧」が目指されるべきことが大原則です。自治体行政そのものが壊滅的な被災により機能を失った地域も多い中、そのための第一義的責任は政府が負うべきです。
2. 大災害において、行政の「前例主義」は排すべきです。被災の実態に即した「柔軟性の原則」こそが採用されるべきです。むしろ、制度の拡充や新設のための好機とすべきです。
3. 復旧・復興に向けた政策は、被災者自身が置かれた状況とその希望にこそ立脚すべきです。被災者は客体ではなく、生存権（憲法25条）と幸福追求権（憲法13条）を持った主体です。「被災者主権」の原則が貫かれるべきです。
4. 災害を生き延びた被災者が、避難や復興の過程で命を落とすという「復興災害」は本来、絶対に起こしてはなりません。残念ながら既にそれが起きています。「被災弱者」の支援にさらなる力が注がれるべきであり、「予防原則」に立ったきめ細かな対策が必要です。

以上の原則に立って、生活再建支援と住宅再建支援における具体的な政策を提言します。現在、被災者アンケート（5月10日付、「毎日」など）において、「経済支援」と「住宅再建支援」が大きな要望として挙がっています。提言の早急な実行を求めます。

## 1. 災害救助法の運用に関して

(1) 災害救助法の23条2項には、都道府県知事が必要と認めた場合には被災者への金銭支給ができると明記されています。しかし、実際には「現物給付の原則」が踏襲され、現金給付の運用は停止されています。住居や資産を失った被災者、大津波や原発震災等により避難を強いられる避難者などに対して、「被災者版ベーシックインカム（基礎所得保障）」とも言うべき現金給付がなされるべきです。

## 2. 被災者生活再建支援法の運用と改正に関して

(1) 今回、財源不足を理由に被災者生活再建支援法の満額支給が遅れると報じられ、片山総務相が特例として国の負担率（現行は国と自治体が折半）引き上げ検討を表明しています。当然の措置ですが、特例ではなく国の負担率の大幅引き上げを制度化すべきです。

(2) 支援法による支給は、「全壊」世帯最高300万円（基礎支援金100万円、加算支援金200万円）、「大規模半壊」世帯同250万円（同50万円、同200万円）に限定され、住宅再建のためには到底足りません。支給金額の上限を1000万円に増額すべきです。少なくとも850万円（2000年4月に超党派の自然災害議連が合意した額）への増額は必須です。

(3) 今回、液状化住宅にも支援法を適用することになったことは一歩前進です。さらに、「半壊」や「一部損壊」に対しても支給を拡大すべきです。

(4) 住宅のみならず、生業に必要な事業用建物（店舗や工場）を対象に加えるべきです。

(5) 被災による世帯変動への対応、個人の尊重や社会参加の視点から見れば、現行の世帯単位の支給から個人単位の支給へと改めるべきです。

(6) 原発震災によって長期避難を余儀なくされている被災者は、住宅が損壊していなくても、支援法2条2号ハの「居住する住宅が居住不能のものとなり、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯」に該当するものであり、支給対象に加えるべきです。